地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × α × 17,036）/（1,770 × A） B × αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　附則別表第12の６に定める率 2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該都道府県の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から当該都道府県の区域内の市町村が経費を負担した者の月ごとの実人員の合計数を控除した数として総務大臣が通知した数の合計数を七十二で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B × α × 17,036）/（1,770 × A） B × αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　当該市町村の生活保護の級地につき附則別表第12の７に定める率 2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該市町村の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者（当該市町村が経費を負担した者に限る。）の月ごとの実人員の合計数として総務大臣が通知した数の合計